

令和2年 第2回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年2月5日(水) 午前9時00分～午前9時50分

2. 開催場所 白石町総合センター 2階 集団指導室

3. 出席委員 (34人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員
10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員
14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員	16番 香月伸幸 委員
17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員	19番 川崎敏樹 委員
21番 森 邦之 委員	22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員
24番 山口八州男 委員	25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員
27番 松尾利助 委員	28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員
30番 永石恒弘 委員	32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員
34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員
37番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員 (2人)

13番 井崎陽子委員 20番 小柳眞佐美 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について

(4) 令和2年白石町農用地利用集積計画(2号)の承認決定について

(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1)合意解約の報告

(2)農地賃借料情報の提供について

業務連絡事項 (1)第3回農業委員会総会の日時及び場所

(2)その他

6. 農業委員会事務局職員

課長補佐兼農地農政係長	香月 康彦	農地農政係長	吉原 浩
農地農政係	川崎 由香		

7. その他出席職員

農業振興課 農政係 東島 楓

8. 会議の概要

課長補佐 それではただいまより、令和 2 年 2 月第 2 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第 2 回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

課長補佐 どうもありがとうございました。

本日は、34 番溝口修一郎委員から遅れる旨の連絡があっております。また、13 番井崎陽子委員、20 番小柳眞佐美委員から欠席の届けがあっております。ただ今の出席委員は 36 名中 33 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。

本日は、その他出席職員といたしまして、議案の 3 番目、農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について説明のため、農業振興課から東島が出席しています。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、26 番片淵秋正委員、27 番松尾利助委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 14 号 =

議長 はじめに、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 14 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 14 号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。大字大渡字喜佐木〇〇番、田 4,570 m²です。

譲渡人は、白石町大字大渡〇〇番地、喜佐木の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字大渡〇〇番地、喜佐木の〇〇さんです。

耕作面積は、田 174,687 m²、畑 1,559 m²、合計 176,246 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2

項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として1月30日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、米、麦、大豆、玉葱を中心に約17.6haの規模で営農されています。今回の申請農地については、譲受人が以前から借り受けて耕作されていたこともあり、譲渡人の要望により申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第14号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第14号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

=議案番号第15号=

議長 続きまして、議案番号第15号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第15号。

権利の種類は所有権移転(売買)。

申請農地の表示。大字福田字郷東〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田5,174㎡です。

譲渡人は、福岡市早良区高取〇丁目〇番〇号、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福田〇〇番地、郷司給移東の〇〇さんです。

耕作面積は、田28,935㎡、畑187㎡、合計29,122㎡です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、2 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、米、麦、蓮根、玉葱を中心に約 2.9ha の規模で営農されています。譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 15 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 15 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 16 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 16 号について、事務局に説明を求めます。

課長補佐 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明します。
議案番号第 16 号。

申請農地の表示。大字牛屋字東松〇〇番、田 950 m²、同じく〇〇番、畑 260 m²、計 1,210 m²です。

申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地、中央の〇〇さんです。

転用目的は、建築用資材置場、駐車場、庭となっております。

転用の事由としまして、〇〇番については、平成 30 年 8 月頃から駐車場、庭の一部として利用していた。このことについては、始末書の提出があつています。〇〇番については、建築用資材置場として利用していた土地の借用ができなくなったため、防犯上の都合や作業効率の向上が図れることから、自宅横に自営業用として使用するための建築用資材置場、駐車場を整備したいというものです。

事業または施設の概要は、駐車場（12 台分）240 m²、庭 40 m²、建築用資材置場 475 m²、通路、その他 455 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路・宅地、西側が宅地・田、南側が道路、北側が田・宅地です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が令和元年 8 月 7 日に一般にて決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 3 ページから 5 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、建築用資材置場、駐車場、庭の整備を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 16 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 16 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 17 号＝

議長 続きまして、議案番号第 17 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 17 号。

申請農地の表示。大字牛屋字東谷〇〇番、田 418 ㎡です。

申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地、大西の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫となっております。

転用の事由としまして、農業の規模拡大により農業用機械置場等が不足していたため、平成 6 年頃に農業用倉庫を建設していたというものです。始末書の提出があつています。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 (1 棟) 300.8 ㎡、通路・その他 117.2 ㎡です。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が田、南側が宅地・田、北側が道路です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が令和元年 9 月 18 日に軽微にて決定公告がなされています。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 6 ページから 7 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用倉庫の整備を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、

よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 17 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 17 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 18 号＝

議長 続きまして、議案番号第 18 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 18 号。

申請農地の表示。大字牛屋字一本谷〇〇番、田 792 m²です。

申請者は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、廻里津の〇〇さんです。

転用目的は、車庫、貸資材置場、貸作業車両置場となっております。

転用の事由としまして、現在、町内で自営業を営んでいるが、会社敷地内の資材置場等が不足しているため、経営している会社に対しての貸資材置場、貸作業車両置場として整備したい。申請地の一部については、平成 20 年頃から申請者が使用するための車庫として利用していたというものです。始末書の提出があっています。

事業または施設の概要は、車庫 (1 棟) 25.25 m²、貸資材置場、貸作業車両置場 606.70 m²、通路・その他 160.05 m²です。

位置及び影響等は、東側が水路、西側が宅地、南側が田・畑、北側が田です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しにて決定公告がなされています。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることです。許可基準の該当事項としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、

その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図につきましては8ページから9ページをご参照ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として2月3日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、車庫、貸資材置場、貸作業車両置場の整備を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第18号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第18号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第19号＝

議長 続きまして、3.「農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について」議題といたします。議案番号第19号、説明を求めます。

農業振興課農政係 おはようございます。農業振興課農政係の〇〇と申します。

早速ですが、今回挙げている除外案件1件の説明をさせていただきます。

議案番号第19号。資料の10、11ページになります。所在地番は、大字堤字船野〇〇番、田の一部600㎡、申請者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、農家住宅としての申請となっております。令和元年8月の集中豪雨の際に、自宅の裏山で土砂崩れが発生し、農業用倉庫が損壊、土砂に押し流された農業用倉庫が自宅に衝突

し居住不能となったことから、自宅の再建用地を確保するために農振除外の申請がなされました。

以上、除外申請が1件、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。議案番号第19号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第19号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第19号は原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第20号 =

議長 続きまして、議案番号第20号、4.「令和2年白石町農用地利用集積計画(2号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第20号、令和2年白石町農用地利用集積計画(2号)の承認決定についてご説明します。

利用権設定関係でございます。1ページから3ページにかけて33件、4ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が1件、合わせまして34件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が34件、使用貸借権設定が1件となっております。そのうち新規が25件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが15件で、再設定は9件でした。また農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定をされているものが24件です。今回の利用権の総面積は139,415.02㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが1件、個人によるものが23件、農地中間管理機構によるものが1件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は8件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、34件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権

設定関係で、○番の○○委員、○番の○○委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 20 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 20 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 21 号～第 25 号＝

議長 続きまして、5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 21 号から 25 号まで一括して事務局に説明を求めます。

課長補佐 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 21 号。申し出農地の表示。大字八平字新開○○番、畑の 2,825 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分○○番地、東六府方区の○○さんです。申請理由は、高齢による農地の処分です。議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案番号第 22 号。申し出農地の表示。大字辺田字三本松○○番、田の 3,978 m²、同じく○○番、田の 2,518 m²、同じく○○番、田 1,632 m²、計 8,128 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字辺田○○番地、辺田の○○さんです。申請理由は、高齢及び資金調達のための農地の処分です。議案の位置図は 13 ページをご覧ください。

議案番号第 23 号。申し出農地の表示。大字福富下分字第一田渕○○番、田 2,064 m²、同じく○○番、田 1,083 m²、同じく○○番、田 2,958 m²、同じく○○番、田 1,449 m²、同じく○○番、田 793 m²、同じく○○番、田 1506 m²、計 9,853 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、大町町大字大町○○番、○○さんです。申請理由

は、地元で農地を集約するための農地の処分です。議案の位置図は、14 ページから 17 ページをご覧ください。

議案番号第 24 号。申し出農地の表示。大字湯崎字小島〇〇番、田 1,353 m²、大字湯崎字湯崎〇〇番、田 3,752 m²、同じく〇〇番、田 3,986 m²、同じく〇〇番、田 9.38 m²、同じく〇〇番、田 2.88 m²、同じく〇〇番、田 2.94 m²、同じく〇〇番、田 1,478 m²、計 10,584.20 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、伊万里市立花町〇〇番地、〇〇 被相続人 亡 〇〇 相続財産管理人 〇〇さん。申請理由は、被相続人死亡による相続財産の換価（現金化）のための農地の処分です。議案の位置図は、18 ページから 21 ページをご覧ください。

議案番号第 25 号。申し出農地の表示。大字深浦字大搦〇〇番、田の 2,346 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、唐津市鎮西町打上〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 21 号から議案第 25 号まで 5 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、議案番号第 21 号から議案番号第 25 号までご審議のほどよろしくお願ひいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の指名を議案書に記載しています。もう一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

議長 議案番号第 21 号から 25 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 21 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 22 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 23 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 24 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 25 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 21 号は○番○○委員と○番○○委員、22 号は○番○○委員と○番○○委員、23 号は○番○○委員と○番○○委員、24 号は○番○○委員と○番○○委員、25 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いします。

課長補佐 議案番号第 21 号は○○、22 号は○○、23 号は○○、24 号は○○、25 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 農地賃借料情報の提供について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第 3 回農業委員会総会の日時及び場所
- ② その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第 2 回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 50 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員